

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は1995(平成7)年に45,288人まで増加したが、それ以降は人口減少に転じ、直近2020(令和2)年の国勢調査では40,087人である。なお、核家族化が進行しており世帯数は横ばいとなっている。

年齢別人口を見ると、2010(平成22)年の年少人口は12.3%、生産年齢人口は59.9%であり、いずれもその割合は減少傾向である。一方、老年人口は27.8%で急激に高齢化が進んでいる。特に10歳代後半から20歳代前半にかけて人口が著しく減少している。これは、進学や就職を機に人口が流出しているものと予測される。

市内の多くの地区で人口減少が進む中、中心部のJR神立駅や国道6号周辺の市街化区域では人口が増加している。出生者数は2015(平成27)年は292人と減少傾向で推移する一方、死亡者数は2015(平成27)年で480人と増加傾向で推移しており「自然減」となっている。

2022年(令和4)年4月に旧霞ヶ浦町が一部過疎地域として指定を受けました。

本市の就業者数は2015(平成27)年で21,264人、人口と同様、減少傾向にあるが、2010(平成22)年と比較すると第1・2次産業は微増している。産業大分類別就業者数をみると、製造業が最も多く、次いで卸売・小売業となっている。

本市は、豊かな自然の恵みを受け農業や漁業が盛んな地域となっており、特に筑波山系の南麓にあたる北西部では、温暖な気候から果樹栽培が行われ、県内有数の産地である。特にフルーツ狩りを楽しめる観光果樹園が多く、古くより「果樹観光地」が形成されている。また、南東部の霞ヶ浦沿岸におけるレンコン栽培や伝統的な加工技術による水産加工品は、「霞ヶ浦ブランド」として全国的に知れ渡る。

さらに、水産物加工業などの地場産業に加えて、昭和30年代後半から市内数箇所の工業団地において企業進出が盛んに行われてきた。現在では多様な製造業が進出立地しており、その製造品出荷額は高い伸び率を示す。

本区域においては、一時は生産活動のグローバル化や、リーマン・ショック、東日本大震災の影響もあり、企業活動の停滞が見られたが、その後は順調に回復し、事業所数は減少したものの、各事業所の出荷額等は大きな伸びを示している。産業の中心は製造業であり、金属・非鉄金属製品、プラスチック製品、はん用機械器具、鉄鋼業、食料品などが、製造品出荷額の上位を占める。雇用者数の約3割、売上高の約4割、付加価値額の約2割を製造業が占めており、第2次産業を中心とした産業構造が形成されている。

市内には工業団地内を中心として金属製品や自動車・機械部品等の産業が集積しているほか、地域の豊かな農水産物を活かし、伝統的技法により生産される水産加

工品などの食料品製造業、これらに関連するパッケージ・紙加工製造など生活関連産業の集積が見られ、さらに、交通インフラの整備された本地域へのアクセスの良さを活かし、これら製造業の物流を担う物流関連産業が立地している。また、製造業に次いで、卸売・小売、サービス業等は域内の雇用者数の約2割を占める。

製造業においては、国内もトップクラスの建設機械メーカーである日立建機(株)や、通信ケーブルや黄銅線製造など金属製品の有力メーカーである東京製綱(株)、世界最大手の自動車安全システムサプライヤーであるオートリブ(株)など、大手企業が製造品出荷額の大半を占めていることから、工業統計における中小企業比率(製造業の全製造品出荷額等に占める中小企業製造業の製造品出荷額等の割合)は63.2%と全国平均と比較して低い値となっている。一方で、これら大手企業の進出に伴う市街化区域内の人口増加も一因となり、商業統計における中小企業比率(卸・小売業の全販売額に占める中小企業卸・小売業の販売額)は91.0%と高い値を示す。

近年、市内の中小製造業においては、ヘアケア製品をOEMで製造する日華化学の子会社による工場の増設、(株)SUBARUの一次サプライヤーとしてエンジン部品を製造する企業による加工機械(マシニングセンタ、旋盤等)工場の新設、また、クレハ関連の子会社による新工場の増設計画など、生産規模の拡大に向けた設備投資が活発化している。

本市としては、こうした生産規模の拡大に取り組む事業者だけではなく、生産性の高い先端設備の入れ替えなどを検討する中小企業も含め、その成長を支援し、域内の労働生産性の向上を図ることを目指して、中小企業者に対する導入促進計画を定めるものである。

なお、本市における中小企業者に対する独自の支援策としては、投下設備投資額、雇用促進助成、敷地整備・インフラ整備助成を助成する制度を設置している。併せて、融資利子補給、さらに固定資産税の免除制度など、新規雇用を条件に、事業者の成長支援をすべく様々な助成制度を設けている。

(2) 目標

本市は中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内企業の付加価値生産性を高め、県南地域における経済のけん引役として、更なる市内産業の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に12件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は製造業をはじめ、それらに関連する業種も含め多岐にわたるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は当市の方針により対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、JR 神立駅周辺をはじめ、常磐自動車道土浦北 IC に近い国道 6 号線周辺や茨城空港へ続く国道 354 号周辺と広範囲に集積を形成している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、かすみがうら市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業分野は、産業用機械・金属関連作業をはじめとしたものづくり分野のほか、筑波山系や霞ヶ浦といった大地と自然の恵みがもたらす豊富な特産物を活用した食料品関連分野、そして製造業・物流産業を支えるパッケージ等関連分野、さらに、交通インフラの整備された環境における物流・流通関連分野と、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

事業者による生産性向上に向けては、生産プロセスの自動化、IT 導入による業務の効率化等により生まれた余剰生産能力を有効に活用し、新商品開発など新たな事業の創出を促進することが重要である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用

の安定に配慮する。

- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力の関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- 対象とする中小企業者は、納期限の到来した国税、県税及び市税を完納している法人とする。